

平成29年度
負担金の額及び徴収方法

一般社団法人 中国貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,600円
- ② 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・40,800円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

平成29年6月1日現在の貸切バス登録車両数（営業所数）をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、期首において請求致します。

(2) 負担金の納付

上記（1）により算出した1カ年分の負担金を一括納付していただきます。

なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を半年ごとに分割して納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとします。

事業廃止、許可取消	精算します
事業の休止、再開	精算します
事業の譲渡及び譲受	欄外記載（※1）
事業の分割、合併及び相続	欄外記載（※2）
事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合	精算します
事業計画の変更（上記以外）	精算しません

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

納付期限は7月末日とさせていただきます。分割納付の場合は6～9月分について7月末日を、10～3月分について9月末日を納付期限とさせていただきます。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。